税理士登録者公告

税理士法（昭和26年法律第237号）第27条の規定により平成24年11月21日税理士名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成24年11月21日　日本税理士会連合会

登録番号	氏名	登録番号	氏名
122717	加藤　正憲	122718	山本由利子
122719	寺尾　絵里	122720	北島　正一
122721	民部　佑樹	122722	丸山　麗子
122723	吉谷　一成	122724	榎並　慶浩
122725	宮島　　淳	122726	星田　直太
122727	松木　　茂	122728	管野　浅雄
122729	清水　正夫	122730	長谷川　忍
122731	星野　典子	122732	藤原　優子
122733	田中　充功	122734	藤井　由佳
122735	大久保洋一郎	122736	櫻井　　孝
122737	髙本　慶太	122738	石田佳恵子（ベネット佳恵子）
122739	岡出　俊彦	122740	彦田紗佑里
122741	永沼　　実	122742	林　恭子（河野　恭子）
122743	松下　　豊	122744	田中　陽一
122745	濱岡　慶次	122746	伊藤　　彩
122747	石倉　壱彦	122748	岡田　正史
122749	石黒　秀明	122750	池田佳代子
122751	笠原　　武	122752	杉原　達人
122753	倉林　　正	122754	石橋　秀樹
122755	尾崎　哲也	122756	木本　有紀
122757	小柳津　拓	122758	峯岸　秀幸
122759	内山　隆一	122760	上原　佑介
122761	齊木　智輝	122762	宮岡　秀峰
122763	川﨑由紀子	122764	並木　知紀
122765	大屋賢一郎	122766	保立　秀人
122767	富澤　美佳	122768	北浦　　徹
122769	飯塚　　了	122770	和田　壮司
122771	西家　順子	122772	笹川　朝子
122773	久賀　大典	122774	森　美佐緒
122775	新井　佑介	122776	菅野　裕章
122777	保坂　麻里	122778	赤澤　達至
122779	渡邉　孝至	122780	石井　正吾
122781	小栗　幹生	122782	堀場　直人
122783	菅原　卓磨	122784	佃　　勇吾
122785	柳澤　大輔	122786	吉田　知至
122787	小池　礼啓	122788	奈良　一広
122789	岡本　幸子	122790	井上　行央
122791	土本　仁子	122792	西村　侯政
122793	安栖　智史	122794	舘野　義和
122795	山本　彰彦	122796	森井　七郎
122797	田村　洋平	122798	勝山　雅子
122799	大西なつこ	122800	小髙　健裕
122801	能田　史子	122802	田中　壮嗣
122803	大柴　真哉	122804	村田　康昭
122805	松丸　俊樹	122806	室井　朋子
122807	新保　武夫	122808	松沼　弘泰
122809	根本　裕久	122810	桑原　茂樹
122811	鈴木　　武	122812	今井　公一
122813	佐藤　孝明	122814	原　　浩一
122815	高野ゆきの	122816	永井　健治
122817	綱野　誠次	122818	横山　淳一
122819	野崎　仁剛	122820	新江　　明
122821	松田　　亮	122822	西村　友見
122823	山本　雄一	122824	出野　公一
122825	幅田　隆之	122826	池之本千恵
122827	藤本　　晶	122828	横井　　司
122829	岩越　謙二	122830	松本　哲也
122831	村田　吉生	122832	井筒建太郎
122833	梅村　芳志	122834	秦　　勝浩
122835	藤原　祥孝	122836	小田　美佐
122837	川端　淳也	122838	武田　美香
122839	西平　昭夫	122840	岡野　充博
122841	廣瀬　友治	122842	山本　貴栄
122843	三宅　智昭	122844	難波　旦慎
122845	則直　達也	122846	久内　圭介
122847	長沼　眞規	122848	吉田　誠吾
122849	髙橋　　稔	122850	川田　茂和
122851	三宅　真介	122852	菊池　幸夫
122853	牧野由佳理	122854	公原　博之
122855	清水　章夫	122856	田中　麻里
122857	岡田　昌子	122858	辻井　優子
122859	岩田　和也	122860	郷原さや香
122861	村上　智彦	122862	寺前　成登
122863	田村紀久男	122864	石川　大記
122865	加藤　秀人	122866	新井田昌利
122867	野尻　伸吾	122868	森岡　丈晴
122869	髙守　誠一	122870	尾形　利彦
122871	谷地　　歩	122872	伊藤　正民
122873	中野　克俊	122874	山下　弘晃
122875	正木　里幸	122876	安倍　芳孝
122877	内藤　三裕	122878	山村　祥弘
122879	鈴木　　宏	122880	丹羽　　力
122881	北嶋亜由美	122882	鈴木　里果
122883	安藤磨理子	122884	野田　秀子
122885	加藤雄一郎	122886	前島　秀紀
122887	長屋　祐一	122888	福田　　彩
122889	古里　圭史	122890	富田　雄一
122891	近藤　健介	122892	杉浦　健一
122893	石巻　幹子	122894	吉戸　　澄
122895	大澤　義人	122896	山本　泰彦
122897	西村　栄治	122898	長田　愛子
122899	村田　治子	122900	西﨑圭一郎
122901	中尾　隼大	122902	田中　幸治
122903	山本　志郎	122904	徳永　誠二
122905	窪田　雅之	122906	山口　直孝
122907	西邊　孝信	122908	池田　優子
122909	池田　浩子	122910	小森　純子
122911	香月　孝文	122912	田村　泰之
122913	松崎　和代	122914	白石　哲也
122915	中村　勇樹	122916	改田和歌子
122917	榮　　芳朗	122918	松本　裕全
122919	柳田　祐介	122920	石牟禮弘美
122921	内立輪　勝	122922	黒木　八起
122923	紺野　利幸	122924	仲程　　優

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の教育職員免許状は失効した。

平成24年12月12日　　滋賀県教育委員会

１．免許状の種類、授与番号、授与年月日、授与権者、本籍地、氏名及び生年月日

⑴　中学校教諭一種免許状、平４中１め第2601号、平成５年３月31日、京都府教育委員会、滋賀県、城山　哲志、昭和44年11月７日

⑵　高等学校教諭一種免許状、平４高１め第2830号、平成５年３月31日、京都府教育委員会、滋賀県、城山　哲志、昭和44年11月７日

２．失効年月日　平成24年９月７日

３．失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

公示送達

聴聞通知書の送付にかえる公告

行政手続法（平成５年法律第88号）第15条第１項、埼玉県行政手続条例（平成７年条例第65号）第15条第１項及び蓮田市行政手続条例（平成９年条例第11号）第15条第１項の規定による下記の者に対する聴聞通知書は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第133条第１項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を下記のとおり公告する。

平成24年12月12日

蓮田都市計画事業
黒浜土地区画整理事業
施行者　蓮田市
代表者　蓮田市長　中野　和信

記

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　埼玉県蓮田市大字黒浜1934番地５
氏名　蓮見　主殿

２　通知の内容

蓮田市長　中野　和信

行政手続法第13条第１項、埼玉県行政手続条例第13条第１項及び蓮田市行政手続条例第13条第１項の規定により、次のとおり聴聞を行いますので通知します。

聴聞の件名

土地区画整理法第76条第１項規定違反建築物に対する不利益処分に関する件

予定される不利益処分の内容

建築物の除却

根拠となる法令の条項

土地区画整理法第76条第１項、同条第４項不利益処分の原因となる事実

行政庁の許可無く蓮田都市計画事業黒浜土地区画整理事業区域内の蓮田市大字黒浜字宿浦1933番１に鉄骨造平家建１棟を建築した。

聴聞の期日

平成25年１月28日（月）午前９時30分から

聴聞の場所

蓮田市役所　２階　202会議室

聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

蓮田市都市整備部建築指導課（担当：中田）
蓮田市大字黒浜2799番地１
048―768―3111　内線261

聴聞の主宰者

副市長　関根　光二

備考

１　聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類又は証拠物を提出することができます。

２　聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

３　代理人を選任し聴聞の期日に出頭させ、又は許可を得て補佐人とともに出頭することができます。

４　病気その他のやむを得ない理由がある場合には、市長に対し変更申出書により、聴聞の期日の変更を申し出ることができます。